

## 第3次 三豊市男女共同参画プラン

2018年4月 - 2023年3月





## 第3次 三豊市男女共同参画プラン

2018年4月 - 2023年3月





近年、日本全体が少子高齢化・人口減少という危機的な状況を迎えており、本市におきましても例外ではありません。このように人口減少が続く中、将来にわたって持続可能な社会を築くためには、すべての個人、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現していくことが、ますます重要となっています。また、性的少数者など多様な価値観を持つ人々への理解促進をはじめ、人権が尊重され、多様な生き方が実現できる社会づくりが急がれます。

国では、平成11年に施行した「男女共同参画社会基本法」の基本理念に則った「第4次男女共同参画基本計画」のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが行われています。 香川県でも、平成14年に「香川県男女共同参画推進条例」を施行し、現在「第3次かがわ男女共同参画プラン」を推進しています。

三豊市では、平成20年3月に『三豊市男女共同参画プラン』を策定し、「一人ひとりが自分らしく輝くために」を基本理念に、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策・事業の取り組みを進めてきました。また、平成28年4月には、念願でありました「三豊市男女共同参画推進条例」を施行し、その取り組みを加速させているところです。

このたび、『第2次三豊市男女共同参画プラン』の計画期間が最終年度を迎えることから、 社会情勢の変化を踏まえつつ、これまでのプランの取り組みを継承し、かつ新たな課題にも 対応するため、2018年度(平成30年度)から2022年度の5年間を計画期間とする『第3次 三豊市男女共同参画プラン』を策定しました。

今後も、一人ひとりが自分らしく輝く社会の形成をめざして、市民や事業者、関係機関・団体等の方々と連携を図りながら、施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

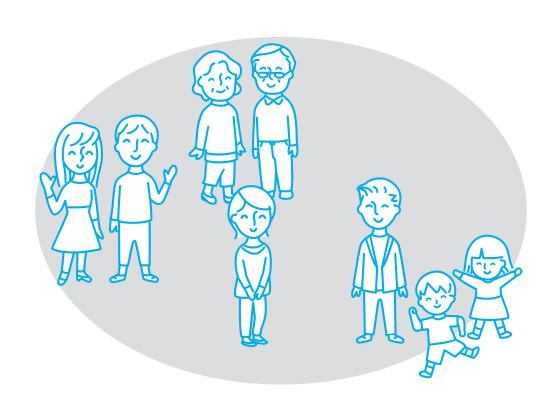
最後に、本プランの策定にあたり、ご提言いただきました三豊市男女共同参画社会づくり 推進協議会の委員の皆様をはじめ、ご尽力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し 上げます。

平成30年3月

三豊市長 山下 昭史

## CONTENTS

第1章 プランの策定にあたって	·····1
1 プランの名称	2
2 プラン策定の経緯	2
3 プランの位置づけと性格	3
4 プランの期間と進行管理	3
第2章 三豊市の男女共同参画の現状	5
1 統計データからみる三豊市の状況	6
(1)人口構造の状況	6
(2)年齢3区分人口・合計特殊出生率の状況	8
(3)女性の就業状況	9
2 三豊市男女共同参画に関する基礎調査	11
(1)アンケート調査の概要	11
(2)企業ヒアリングの概要	11
3 第2次プランの取り組み結果と評価	12



第3章 プランの内容	····· 15
1 プランの基本理念	16
2 基本目標の方向性	16
3 プランの基本目標・基本的施策	17
4 プランの重点施策	17
5 施策体系	18
数値目標一覧	20
基本目標「意識の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
基本的施策1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	22
基本的施策2)男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	26
基本目標Ⅱ参画の推進	29
基本的施策3)政策・方針決定過程への女性参画の拡大	29
基本的施策4)家庭・地域生活と職業の両立支援	33
基本的施策5)雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	38
基本的施策6)農林水産業・商工業での男女共同参画の確立	
基本目標Ⅲ 自立の支援	44
基本的施策7)一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備	
基本的施策8)生涯にわたる健康の支援	
基本目標Ⅳ 人権の尊重	
基本的施策9)男女の人権が尊重される社会の実現	
基本的施策10)あらゆる暴力の根絶	54
第4章 プランの推進	59
1 市民、事業者·団体、市の役割	60
2 第3次三豊市男女共同参画プランの推進に向けて	61
3 三豊市の男女共同参画の推進体制	
(1)庁内の連絡会議	62
(2)附属機関	62
(3) 民間団体のネットワーク	62
4 プラン策定の経過及び委員名簿	63
5 三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議について	64
資料編	65
	66
2 三豊市男女共同参画推進条例	69
3 男女共同参画社会基本法	
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
6 用語解説	91